三　法第百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十四条第四項から第六項まで、第十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項から第八項まで及び第四十四条第八項の規定による基準

四　法第百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める基準以外のもの

（従業者の員数）

第二条　（略）

2～6　（略）

7　指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8～10　（略）

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第十四条　（略）

2～5　（略）

6　指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7　（略）

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第四十三条　（略）

2～7　（略）

8　ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9　（略）

三　法第百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条第一項（第五十条において準用する場合を含む。）、第六条の二（第五十条において準用する場合を含む。）、第十四条第四項及び第五項、第十六条（第五十条において準用する場合を含む。）、第十八条第七項、第三十条（第五十条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準

四　法第百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準　この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

（従業者の員数）

第二条　（略）

2～6　（略）

7　指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8～10　（略）

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第十四条　（略）

2～5　（略）

（新設）

6　（略）

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第四十三条　（略）

2～7　（略）

（新設）

8　（略）